

公共施設の共同設置等に係る財政支援等の拡充について

東海部会提出

急速な人口減少と少子高齢化が一層進むなか、生産年齢人口の減少に伴う税収が減少する一方、住民の要望は多様化・高度化していることなどから、各地方自治体は公共施設の「フルセット主義」から脱却し、自治体同士で都市機能の相互補完を深めながら、効率的かつ効果的な財政運営を進める必要がある。

複数自治体を横断する公共施設の広域利用・連携に向けた推進は不可欠であると思われるが、その計画策定や合意形成に時間を要し、調整事項も多岐にわたるため、必ずしも普及していない状況である。

国においては、複数団体による公共施設の集約化等を推進するため、その経費に対し補助金や地方交付税措置等が創設されているところ、広域連携による共同利用を前提とした公共施設の再編に向け、更なる支援の拡充に向けた取組を求める。

記

- 1 広域連携による公共施設再編事業に対して、地方自治体の財政負担を大幅に軽減し、円滑な事業実施を可能とするための支援を拡充すること。
- 2 広域連携を阻害する既存の法制度上の制約を緩和し、迅速な事業推進を可能とする特別措置を講じること。
- 3 広域連携の合意形成や専門的な計画策定を支援するため、国による人的・技術的支援を強化すること。